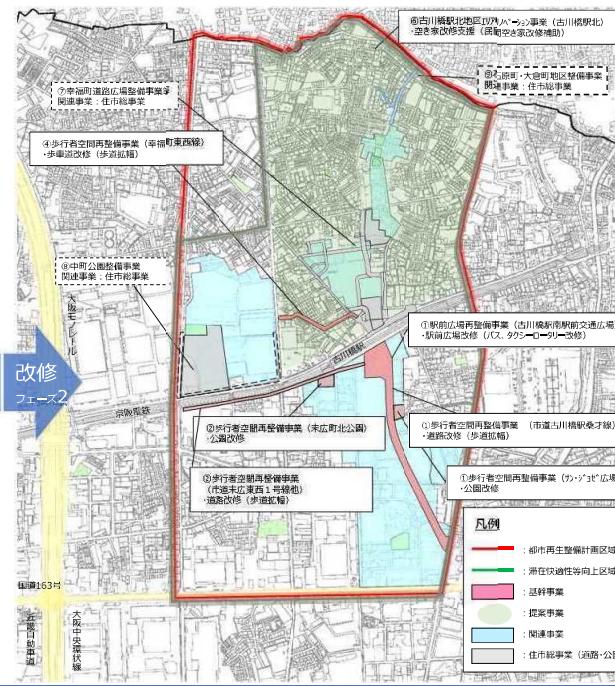
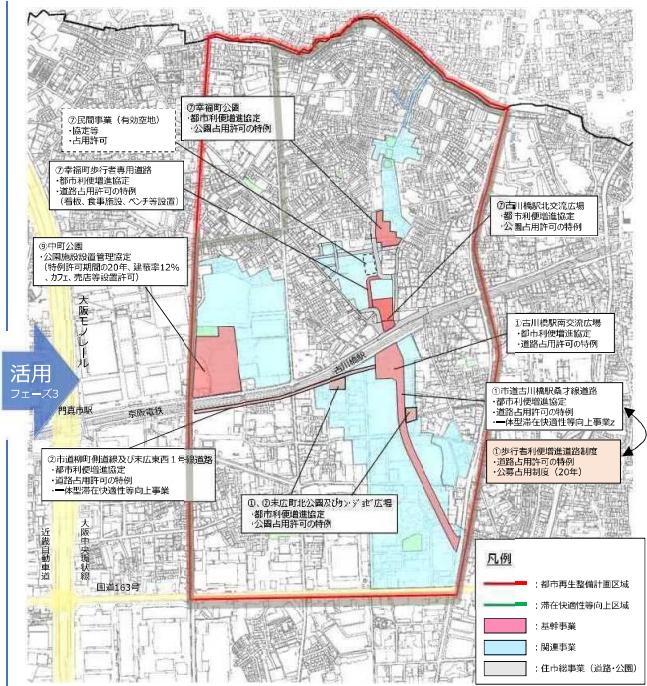


古川橋駅周辺における都市再生整備計画事業等の活用について

■ まちなかウォーカブル推進事業（Ⅱ期）広場、街路等の改修【R8～R10】



■ 都市再生整備計画事業（官民連携）広場、街路等の利活用【R7～】



■ 道路等の公共施設の活用（都市再生推進法人による活動）事業

駅前広場、道路等（①、②）

占用許可+都市利便促進協定
・デジタルサイネージ、ストリートファニチャー、カフェ、売店等の設置・管理
収益事業の実施



公園（⑥、⑦）

占用許可+公園施設設置協定
・デジタルサイネージ、ストリートファニチャー、カフェ、売店等の設置・管理
収益事業の実施
・設置、管理期間：20年
・建せい率限度：12%



■ 民間所有地（土地、建物、有効空地）の活用、交流・滞在創出事業

道路沿道民間事業者（①、②）

一体型潜在快適性等向上事業

①民間土地の広場化（通路化）
②民間建築低層部のガラス張り化
交流・潜在を創出する事業の実施
・予算支援、税制優遇



有効空地（公園空地）等（⑦）

占用許可+協定
・デジタルサイネージ、ストリートファニチャー、カフェ等の設置・管理
収益事業の実施

